

特記仕様書

- 1 役務件名：非常用自家発電機保守点検役務
- 2 役務場所：札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院 #701病院棟
- 3 役務概要：非常用自家発電機保守点検・・・1, 250kVA×2台

項目	事項
4 (1) 総則	本役務実施に際し、本特記仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」平成30年度版及び機器メーカー仕様により実施する。
(2) 現場代理人	本役務実施にあたり、請負者は役務の責任者を定め常駐させ、役務に必要な書類等の手続きを行うものとし、作業員に規則遵守等の徹底を図る。
(3) 現場管理	本役務実施にあたり、現場役務車両の通行等の安全対策に努め、請負者の責任において、ゴミの飛散、事故の防止、工程の管理に努める。
(4) 質疑	本役務実施に際し、特記仕様書の内容に相違がある場合又は明示のない場合で疑義が生じた場合は、全て監督官と協議する。
(5) 軽微な変更	監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施するものとし、協議・打合せ等の内容は全て打合せ簿に記載し、完了書類と共に提出する。
(6) 役務実施日時	役務を実施する細部日時については、監督官と別途調整する。
(7) 役務写真	役務写真は、機器ごとの着手前・主要な作業中・完了後を撮影し、A4-S版に整理し提出する。
(8) 点検結果報告	点検完了後、点検結果報告書（任意様式）を監督官に提出する。
(9) 廃棄物処分	本役務で発生した廃棄物は、関係法令等に基づき、適正かつ合法的に処分する。
(10) 役務完了検査	本役務の終了に際し、監督官が指定する書類を提出し、検査官の検査を受ける。

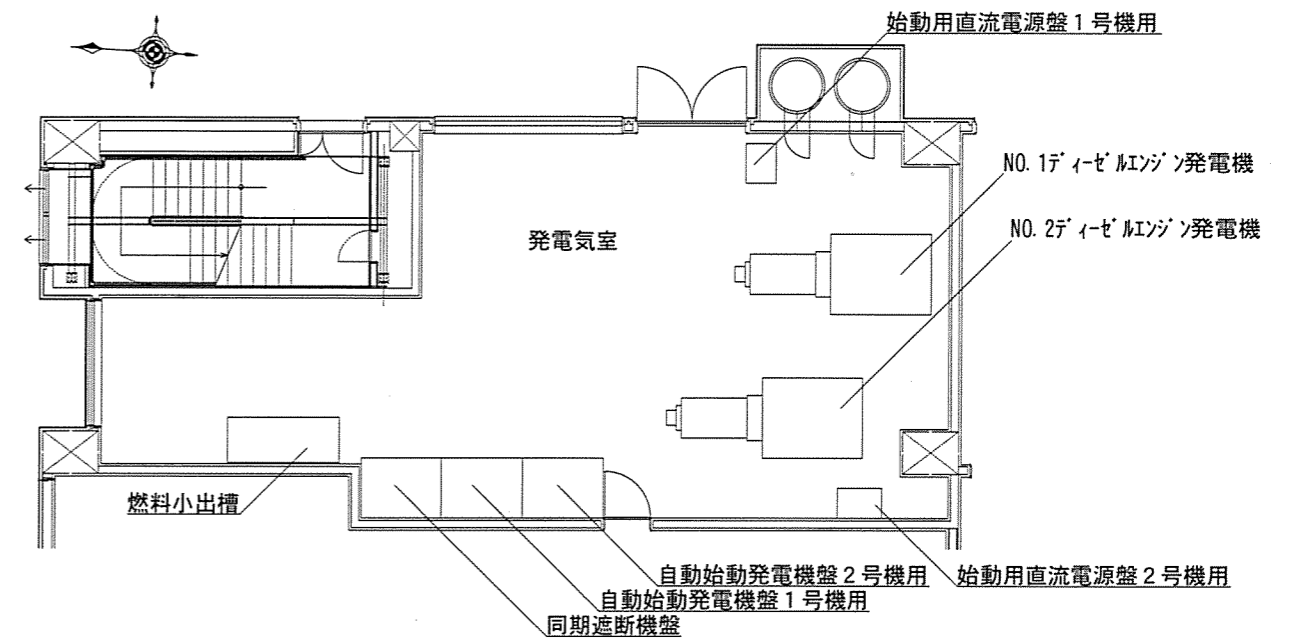
5 (1) 保守点検	<p>ア 対象機器</p> <p>(7) ディーゼル発電装置 明電舎 E-AF 1, 250kVA</p> <p>(4) エンジン ヤンマー 立形単動4サイクル直接噴射式過給機付水冷ディーゼル機関</p> <p>イ 点検回数及び時期</p> <p>年1回（点検は2月を基準として実施し、細部については官側と協議するものとする。）</p> <p>ウ 実施要領</p>
------------	--

点検項目	点検要領	
設置状況	浸水・漏水の恐れがないか	目視点検
	照明器具の破損の有無	目視点検
	換気装置が正常に動作するかを確認	動作確認
	耐震装置の変形・損傷等の有無	目視点検
	発電機及びエンジン	端子部の締付状況の確認
発電機及びエンジン	計器類の破損の有無及び指示値確認	目視点検
	電流測定及び周波数・電圧調整範囲測定	無負荷または負荷運転状態で確認
	始動・停止・電圧確立時間測定確認	ストップウォッチ使用
	AVR特性確認（出力波形を観測し異常がないことを確認） ① 界磁電圧に欠けがなく発電機電圧が出力されていること ② 電圧がスムーズに立ち上がり定格電圧が出力されていること ③ 無負荷運転時、電圧設定を10%急変動させた時、発電機電圧が応答し2サイクル以内で安定すること	波形観測装置で実施
	潤滑油の油量及び汚れ確認	目視点検
運転中に油・水・ガス漏れ・異音・異常な振動及び発熱がないかを確認	目視・触接点検	

項目	事項		
5 特記事項	点検項目	点検要領	
	発電機及びエンジン	吸気・排気の状態及び弁座摺り合わせの確認（バルブクリアランス調整）	測定機器使用
		1・2号機の部品交換	各種交換作業
	品名	数量	
	パッキン カム室	24 セット	
	パッキン ソクフタ	12 枚	
	燃料油コシ器	4 セット	
	潤滑油コシ器	12 セット	
	エアフィルター（ターボチャージャー用）	4 枚	
	スモールパーツ	1 セット	
1・2号機始動用直流電源盤	蓄電池端子部締付ボルトの緩み及び錆の有無確認	目視点検	
	計器類・表示灯・スイッチの破損の有無及び点灯確認	目視点検	
	充電電圧及び蓄電池電圧・内部抵抗の測定（交換年の確認）	測定機器使用	
1・2号機自動始動発電機盤及び同期遮断器盤	プリント板の変形・変色の有無確認	目視点検	
	真空遮断器（3台）の普通点検	目視点検	
	計器類・継電器・表示灯等の作動状況などが正常であるかを確認	メーカー仕様の保護運動表を基に実施	
発電機保護運動試験	発電機保護運動試験	メーカー仕様の保護運動表を基に実施	
	保護継電器単体試験	継電器試験器で実施	
	燃料及び冷却水系統	冷却水保温ヒータゴムホースの点検	目視点検
燃料及び冷却水系統	冷却水ラジエータ外観及び膨張タンク水量の確認	目視点検	
	燃料タンク外観及び油量の確認（ドレン排出実施）	目視点検	
	燃料油コシ器のドレン排出実施	目視点検	
	温調弁動作確認	動作確認	
	各バルブは運転可能状態にあるか確認	目視点検	
その他・付属装置	保護装置の配線ターミナル増締及び作動の確認調整	動作試験	
	排気筒の破損・亀裂・支持金具の確認（ドレン排出実施）	目視点検	
	セルモーターの接点・ブラシ等の状態確認	目視点検	
	空気冷却器の圧力試験	測定機器使用	
	潤滑油プライミングポンプの作動確認	動作確認	

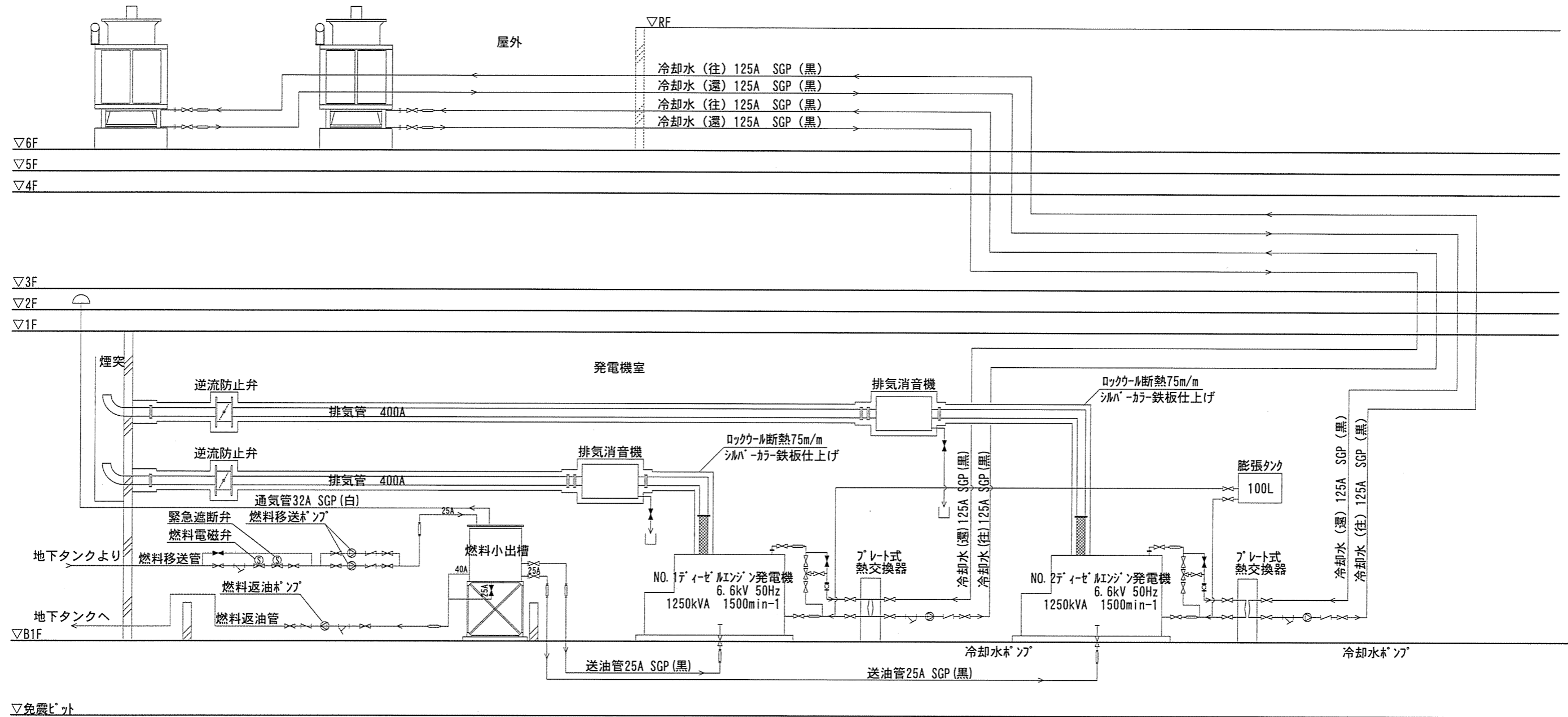
役務件名	非常用自家発電機保守点検役務	仕様書番号	28	図面番号	1 / 3
種別	特記仕様書			縮尺	
総務部長	管理課長	営繕班長	企画陸曹	電気係長	設計者
自衛隊札幌病院総務部管理課営繕班				令和 4年 11月 24日	

項目	事項												
5 特記事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検項目</th> <th colspan="2">点検要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接地抵抗測定</td> <td>測定値を測定し適正であるか否かを（または導通の）確認</td> <td>測定機器使用</td> </tr> <tr> <td>絶縁抵抗測定</td> <td>測定値を測定し適正であるか否かの確認</td> <td>測定機器使用</td> </tr> <tr> <td>始動回数試験</td> <td>充電状態で3回以上起動できること</td> <td>起動確認</td> </tr> </tbody> </table>	点検項目	点検要領		接地抵抗測定	測定値を測定し適正であるか否かを（または導通の）確認	測定機器使用	絶縁抵抗測定	測定値を測定し適正であるか否かの確認	測定機器使用	始動回数試験	充電状態で3回以上起動できること	起動確認
	点検項目	点検要領											
	接地抵抗測定	測定値を測定し適正であるか否かを（または導通の）確認	測定機器使用										
	絶縁抵抗測定	測定値を測定し適正であるか否かの確認	測定機器使用										
	始動回数試験	充電状態で3回以上起動できること	起動確認										
(2) 疑似負荷試験	本役務では、消防法の規定に基づく疑似負荷試験は実施せず（次回実施は令和5年度実施）、上記実施要領に基づき、運転性能の維持に係る予防的な保全策及びメーカー推奨部品の交換を講ずる。												
(3) 消防設備点検結果	本役務で実施する保守点検の結果に基づき、消防法第17条3の規定する「消防設備点検結果報告書」を作成し、役務完了時に他の役務書類と併せて提出する。												
(4) 冷却水分分析	屋上冷却塔の冷却水を採取し、成分検査を実施、その結果を報告書として提出する。												



発電機室平面図 S=1:150

役務 件名	非常用自家発電機保守点検役務	仕様書 番号	28	図面 番号	2 / 3
種別	特記仕様書・発電機室平面図			縮尺	図示
自衛隊札幌病院総務部管理課営繕班				令和4年11月24日	



配管系統図 NO SCALE

役務 件名	非常用自家発電機保守点検役務	仕様書 番号	28	図面 番号	3 / 3
種別	配管系統図			縮尺	図示
自衛隊札幌病院総務部管理課営繕班				令和 4年11月24日	